

～生保基準引き下げ違憲訴訟～

第14回 口頭弁論

7月1日
富山地裁で

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法25条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に2015年に訴訟を開始して、14回目の口頭弁論を迎えます。

前回の弁論では、「厚労大臣は生活保護基準の決定において広い裁量権を持つ」との国の主張に対し、これまでの最高裁の判例などに照らして、この主張が間違いであることを明らかにしました。

今回の弁論では、大学教授の意見書に基づいて、厚労大臣の裁量権の逸脱・濫用の事実を立証する予定です。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、多くの皆さまの傍聴参加を呼びかけます。

第14回口頭弁論

7月1日(月) 13時30分～14時

富山地裁・第一号法廷

傍聴希望の方へ

申込無しの参加も可能ですが、できたら事前に事務局長：杉田までご参加される旨をお知らせ下さいませようお願いします

(TEL: 076-442-8000 メール: tym_sugita@doc-net.or.jp)

第14回口頭弁論

報告集会・記者会見

同日 14時10分頃～(口頭弁論終了後)
県弁護士会館・3階会議室

引き続き
ご参加ください!



反-貧困ネットワークとやま ニュース No.26

2019/6/21 発行: ネット事務局 mail: tym_sugita@doc-net.or.jp